

8-4 水質保全対策(湖沼水質保全計画)

湖沼水質保全特別措置法にも基づき、2016(平成28)年度に滋賀県と京都府は「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定しました。

琵琶湖の水質保全を図るため計画期間内に達成すべき水質目標値を定め、計画に基づき水質保全対策を推進しています。

1. 湖沼水質保全計画

河川に比べ湖沼の水質環境基準の達成状況が悪いことから、湖沼の水質保全対策を計画的に進めるために、国において1984(昭和59)年に湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」という。)が制定されました。琵琶湖の集水域には滋賀県と京都府が含まれているため、滋賀県と京都府は湖沼法に基づいて、1986(昭和61)年度以降5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減などの水質保全対策に取り組んでいます。さらに、2005(平成17)年には湖沼法が改正されたことを受け、赤野井湾流域を流出水対策地区に指定し、重点的に水質保全対策に取り組んでいます。

2. 第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

(1) 計画期間

2016(平成28)年度から2020(平成32)年度まで

(2) 水質目標値

水質環境基準(COD、全窒素、全りん)の確保を目標としつつ、「琵琶湖流域水物質循環モデル」の算定結果を基に、計画期間内に達成すべき水質の目標値を設定しました。

表8-4-1 第7期湖沼水質保全計画における水質目標値

項目		現状 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
COD	75%値 (環境基準値1.0)	北湖 2.8 南湖 4.6	2.8 4.6
	(参考)	北湖 2.5 南湖 3.2	2.4 3.2
	年平均値	北湖 0.25 南湖 0.24	0.24 0.24
	全窒素	北湖 0.25 南湖 0.24	0.24 0.24
全りん	年平均値 (同0.010)	南湖 0.012	0.012

※COD(75%値)、全窒素および全りんは、各環境基準点の最高値である。

※COD(年平均値)は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値である。

※北湖の全りんは、環境基準を達成しているため目標値を設定していない。

(3) 第7期湖沼水質保全計画の主な取組

○水質保全対策の推進

これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策は有効であり、引き続き推進するとともに、水質モニタリング結果を注視します。

・水質の保全に資する事業

持続的な污水処理システムの構築、廃棄物処理施設の整備等

・水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場排水対策、生活排水対策、流出水対策等

調査研究の推進、自然生態系の保全、地域住民等の協力の確保等

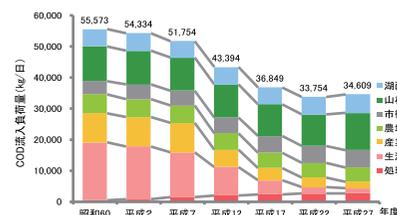


図8-4-1 琵琶湖へのCOD流入負荷量の経年変化

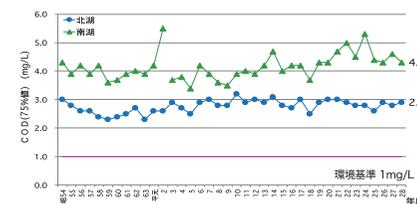


図8-4-2 環境基準点のCOD(75%値) 経年変化

○生態系保全も視野に入れたTOC等による水質管理手法の検討

湖内における有機物収支の把握に関する研究を実施するとともに、生態系に関わる物質循環の知見を充実させ、TOC等を用いた新たな水質管理手法を検討します。

○南湖における水草大量繁茂対策の実施

引き続き水草刈取り等により湖流の回復等を図るとともに、効率的な水草管理手法を検討するための調査・研究を行います。

○赤野井湾における水質改善

さらなる汚濁負荷削減対策と湾内の湖流の回復等の対策に取り組むとともに、湾内の水質や植物プランクトン等のモニタリングを実施します。また、これまで以上に関係市・県の連携した取組を強化します。

表8-4-2 TOCによる算定結果

項目	現状 (H27年度)	H32年度	
		対策を講じない 場合	対策を講じた 場合
TOC 年平均値	北湖 1.5 南湖 2.0	1.5 2.3	1.4 2.0



写真8-4-1 水草の刈取り除去



図8-4-3 赤野井湾流域流出水対策推進計画区域図

琵琶湖政策課

[TOC]全有機炭素(Total Organic Carbon)。水中に含まれる有機物中の炭素の総量。主な測定法では、900°C程度の高温で有機物を燃焼し、二酸化炭素にして炭素量を測定しています。